

令和5年10月25日

保護者 様

新座市立栄小学校
校長 浅田 敦子

学校行事等における写真やビデオ撮影に関する留意事項について

錦秋の候、保護者の皆様には御清栄にてお過ごしのことと存じます。

日頃より本校の教育活動に対し、御理解いただきありがとうございます。

さて、近年、個人で撮影した写真をホームページやブログ等に投稿する等、撮影物の利用が多岐にわたっております。しかし、その一方で撮影物につきましては、プライバシーや肖像権の問題等が取り沙汰されております。

そこで、本校といたしましては、今年度も、学校行事等における写真やビデオ撮影に関して、下記のとおり対応することといたしております。

御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 学校内における撮影について

(1) 撮影を許可している行事

- ・ 体育的行事（運動会）
- ・ 文化的行事（音楽会ウィーク）
- ・ 式典・記念行事（入学式、卒業証書授与式等）

(2) 撮影を許可していない行事

- ・ 参観（授業参観、学校公開等）
- ・ 校外学習（遠足、社会科見学等）
- ・ その他非公開のもの

2 撮影物の利用について

撮影を許可した場合でも、その利用は私的利用の範囲に限られます。その範囲を超えての利用（ホームページや動画投稿サイト等）は、御遠慮ください。

3 学校が撮影する写真について

本校では行事等の記録のため写真を撮影し、学校だより、ホームページ等に掲載することがあります。また、PTA広報誌、卒業アルバムのために使用する場合があります。その際、本校関係者以外には個人が特定できないようにいたしますが、特別な配慮が必要な方は、学級担任に御相談ください。

4 その他

- (1) ビデオ撮影については、撮影を許可する場所を指定させていただく場合がございます。詳細は、各学校行事の御案内の際にお知らせいたします。
- (2) 不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。
- (3) 上記1-(2)および4-(1)の対応については、本校PTA広報委員会、卒業アルバム委託写真撮影業者を除きます。